

## 上野原市立小中学校外国語指導助手派遣業務仕様書

### 1. 目的

本仕様書は、上野原市（以下「甲」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「乙」という。）の間の労働者派遣契約に関する内容の細則について定めることを目的とする。

### 2. 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- ① 国際理解教育、外国語活動、英語教育に関する支援。
- ② 国際理解教育、英語教育に係るレッスンの企画及び提案。
- ③ 外国語指導助手による英語指導業務。
- ④ 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画及び提案。
- ⑤ 国際理解教育、英語の授業における、ウォーミングアップ、プレゼンテーション、ドリル、プラクティス、プロダクション、アセスメントの実施。
- ⑥ 異文化理解、異文化間コミュニケーションに係るレクチャーの実施。
- ⑦ 英語理解度測定テスト、英語力測定テスト、採点の実施。
- ⑧ スピーチコンテストにおける判定、助言、指導の実施。
- ⑨ 甲の主催する文化祭、体育祭等、学校行事における児童・生徒との交流、英語指導。
- ⑩ 甲の主催するクラブ活動における児童・生徒との交流、英語指導。
- ⑪ 甲の教職員に対する英語研修。
- ⑫ 甲の教職員に対する有効な教授法、指導案作成に関する支援及び情報提供。
- ⑬ 甲の教職員に対する効果的な授業実践に関する支援及び情報提供。
- ⑭ ①号～⑬号に付随又は関連する業務。

### 3. 就業場所

就業場所は、次のとおりとする。

- ① 上野原西小学校
- ② 島田小学校
- ③ 上野原小学校
- ④ 秋山小学校
- ⑤ 上野原西中学校
- ⑥ 上野原中学校
- ⑦ 秋山中学校

#### 4. 就業人数

就業人数は4名以上とし、次に示す1週間あたりの授業コマ数（学校間の移動時間  
を含まない。）の業務に支障のない範囲で派遣すること。なお、実際の配置の日程、  
コマ数及びスケジュールは甲乙協議の上決定する。

- ① 上野原西小学校：11コマ
- ② 島田小学校 : 8コマ
- ③ 上野原小学校 : 16コマ
- ④ 秋山小学校 : 6コマ
- ⑤ 上野原西中学校 : 20コマ
- ⑥ 上野原中学校 : 24コマ
- ⑦ 秋山中学校 : 9コマ

#### 5. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 6. 就業日時

- ① 就業日時は、月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法  
律に規定する休日、甲の休校日、及び甲が指定する日は配置しないものとする。
- ② 就業時間は、午前8時から午後5時の間で、1日8時間以内とする。
- ③ ①号②号の詳細は、甲乙協議・合意の上、別途定めるものとする。
- ④ 甲が、①号②号③号で規定した 就業日時以外に 外国語指導助手の就業を要す  
る場合、追加就業日時分の追加派遣料を支払うか、予定された就業日時の中で  
振替えることができる。

#### 7. 要件

外国語指導助手は、次の条件を満たす者とする。

- ① 英語を母国語（第一言語）とする者または同等の英語力を保持している者であ  
り、教科書において扱われる現代の標準的な発音で指導する者。
- ② 大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在学生で適正な方法により日  
本に招聘された者。
- ③ 業務を履行するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者。
- ④ 業務の履行に必要な水準の教授技術を有する者。

#### 8. 業務の履行

乙は、業務の履行にあたり、次の事項を遵守する。

- ① 派遣責任者及び苦情担当責任者を定め、それぞれの責務を果たすこと。

- ② 外国語指導助手に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を甲に報告し、臨時担当者の氏名を甲へ通知の上、業務に支障のないよう速やかに派遣すること。
- ③ 乙の都合により、②号による臨時担当者を速やかに配置できなかった場合、乙は未履行分の業務を甲と調整の上、契約期間中の他の日に配置すること。
- ④ 乙は、②号の臨時の措置が長期に及ぶ時は、速やかに甲に報告を行うとともに、必要な管理上の措置をとる。

#### 9. 業者の資格要件

この業務を実施するにあたり、市内小・中学校において、外国語活動及び外国語授業の学習指導において、アイディアやノウハウ、経験等を求めることから、次の資格要件を定める。

- ① 他自治体における同規模又はそれ以上の外国語指導業務の実績が過去3年以内に5件以上あること。
- ② 社内の労働法専門の部署、及び顧問弁護士の有無が確認できる書類を提出できること。

#### 10. その他

- ① 甲及び乙は、労働者派遣法の趣旨に従い、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適切な教育指導と業務命令を行う
- ② 外国語指導助手に交通事故等の問題が発生した場合、乙がその対応を行う。ただし、その発生が甲の責に帰する場合はその限りではない。
- ③ 乙は、労働者派遣基本契約書、労働者派遣個別契約書、本仕様書の記載及び法的な枠組みに従い業務を実施する。
- ④ その他、法令を順守すること。